平成２５年度

定 例 監 査 結 果 報 告 書

財政援助団体等監査結果報告書

中 央 区 監 査 委 員

目　　次

定例監査結果報告書

第１　監査実施期間 ･･･ １

第２　監査の対象部局等 ･･･ １

第３　監査の範囲、方法及び観点 ･････････････････････････････････ １

第４　監査の結果 ･･･ ２

１　複数の部局に共通する事項･･････････････････････････････････ ２

２　部局別事項 ･･･ ２

３　重点事項 ･･･ ３

第５　監査のまとめ ･･･ ３

別表　平成25年度定例監査実施日程 ･･････････････････････････････ ５

財政援助団体等監査結果報告書

第１　監査実施期間 ･･･ ９

第２　監査の対象団体及び範囲 ･･･････････････････････････････････ ９

第３　監査の方法及び観点 ･･･････････････････････････････････････ ９

第４　対象団体の概要と監査の結果 ･･･････････････････････････････ １０

第５　監査のまとめ ･･･ １９

別表　平成25年度財政援助団体等監査実施日程 ･･････････････････････ ２０

平成２５年度

定 例 監 査 結 果 報 告 書

25中 監 第 56号

平成26年２月28日

様

中央区監査委員　梅　田　源　一

同　　小　森　健　司

同　　押　田　まり子

平成25年度定例監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第４項の規定に基づき実施した平成25年度定例監査の結果に関する報告を、同条第９項の規定により、次のとおり提出します。

なお、今回の監査に際し、植原恭子前監査委員は平成25年５月31日まで関与し、押田まり子監査委員は同年６月１日から関与しました。

第１　監査実施期間

平成25年４月24日から平成26年２月６日まで

なお、監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表のとおりです。

第２　監査の対象部局等

企画部、総務部、区民部、福祉保健部、環境土木部、都市整備部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会議会局及び区立小学校・中学校・幼稚園

第３　監査の範囲、方法及び観点

１　範　囲

事務執行部局における予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行状況について実施しました。また、行政監査的視点を踏まえ、文書取扱い、公印管理、服務規律等についても併せて監査範囲としました。

なお、本年度は、「平成24年度における主要な施策（新規・充実事業等）の取組状況について」を重点事項としました。

２　方　法

事務執行部局に対してあらかじめ提出を求めた職員配置状況調、歳入・歳出事務事業執行概要、歳入・歳出予算執行状況調等の監査資料に基づき各部局の所管する関係諸帳簿、証拠書類等と照合し、必要に応じて実査を行ったほか、関係職員から説明を聴取するなど、必要と認めた監査手続により実施しました。

３　主たる観点

各事務事業が地方自治法第２条第14項（最少の経費で最大の効果）及び第15項（組織及び運営の合理化）の規定にのっとり執行されているかを基本として、以下の点を踏まえて監査を実施しました。

（１）予算の執行について

ア　収入は適正に確保されているか。

イ　支出は効果的に行われているか。

ウ　会計処理は合規適正であるか。

（２）契約検収事務について

ア　違法又は不当な契約を締結していないか。

イ　契約の方法は適正になされているか。

ウ　契約は確実に履行されているか。

エ　検収は的確になされているか。

（３）財産の管理について

ア　公有財産の取得、保管及び処分は適正に行われているか。

イ　物品の出納、保管、供用及び処分は適正に行われているか。

ウ　債権の管理は適正に行われているか。

エ　基金の管理は適正に行われているか。

第４　監査の結果

事務事業の執行に当たっては、おおむね適正に行われており、所期の成果を挙げているものと認められましたが、次のような是正・検討を要する事例がありましたので、各部局において留意してください。

なお、軽易な事務上の誤りについては、関係職員にその都度口頭で改善を指導しました。

１　複数の部局に共通する事項

契約締結決裁書の決裁区分に不適正なものがありました。今後、適正な事務処理の徹底を図ってください。

[環境土木部]（契約事務規則第３条の２、処務規程第９条）

[教育委員会事務局]（契約事務規則第３条第１項、教育長の権限に属する契約等に関する事務の一部委任及び補助執行について、契約事務の専決処理について）

２　部局別事項

（１）福祉保健部

随意契約では、原則として２者以上から見積書を徴取しなければならないとされていますが、１者のみの徴取で行っているものがありました。今後、予定価格が10万円を超える物品購入にあっては、２者以上から見積書を徴取するようにしてください。（契約事務規則第40条)

（２）環境土木部

時限前出張しているにもかかわらず、旅行命令簿が未作成なものがありました。今後、適正な事務の執行に努めてください。

（職員の旅費に関する条例第４条第４項）

（３）都市整備部

入居希望者が多い区民住宅については、民間住宅に比べ低廉な家賃で入居

しているにもかかわらず、その使用料を滞納することは公平性の観点から見過ごすことはできません。悪質な高額滞納者に対する法的措置はもとより、債権管理業務の外部委託や、滞納が長期に及ぶ入居者に対する住宅の住み替え指導などの具体的な対策を速やかに実施してください。

3　重点事項

本年度に重点事項とした「平成24年度における主要な施策（新規・充実事業等）の取組状況について」では、より効果的・効率的な事業執行を促すことを目的として、次の11事業を対象に関係職員からの説明聴取などにより監査を実施しました。

その結果については、既に「平成24年度中央区各会計歳入歳出決算審査意見書」の一般会計歳入歳出に関する個別意見として述べたとおり、歳入にあっては特定財源の収入手続、歳出にあっては補助金・助成金の交付や額の確定の手続、契約の締結から履行までの手続など、いずれの事業も適正に執行され、その執行率は低い事業でも80%を超えるなど、一定の成果を挙げているものと認められました。

今後とも、本年度の対象事業はもとより既存の事業については、実効性の高い周知方法により利用者の拡大を図る一方、創意工夫を凝らし、より効果的・効率的な事業執行を図ってください。併せて国や都の補助制度の積極的な活用を図るなど、その財源の確保にも努めてください。

ア　商店街支援事業補助
イ　外国人観光客来街促進事業
ウ　認可外保育施設保育料の助成
エ　高齢者あんしんコール事業
オ　見守りキーホルダー登録システム
カ　緊急生活支援宿泊サービス
キ　自然エネルギー及び省エネルギー機器等導入費助成
ク　築地場外市場「食」に関する情報拠点運営費助成
ケ　住宅・建築物耐震改修等支援事業
コ　小・中学校の学力向上対策
サ　学習意欲の向上と学習習慣の定着

第５　監査のまとめ

本年度の定例監査は、前記の「主たる観点」を基本としつつ、併せて事務事業

が経済性・効率性・有効性の面からも多様な区民ニーズに的確に応えているかどうかといった視点から、公正かつ厳正に実施しました。

本年度においても改善などを求める事例は見受けられたものの、是正・検討を要する事例は、例年に比べ著しく減となった前年度より更に減少しました。これは、昨年３月に発行された「出勤簿整理の手引」など事務処理の統一的なマニュアルの整備が進められるとともに、管理監督者による職責に応じた点検と指導などが組織的に行われたものと評価することができます。今後とも、財務や服務などの事務処理に関するマニュアルの整備や見直しを行うとともに、研修や説明会を実施するなど継続的に指導を行う必要があります。そして、組織的な点検体制を定着させ、不適正な事務処理が速やかに是正される職場風土の確立を目指してください。

また、歳入では職員の徴収努力にもかかわらず、多額の収入未済額が発生しており、負担の公平性の観点から区民の納付意欲を削ぎ兼ねません。各所管部局で行っている債権管理事務について、全庁的な共通認識を持って、効率的・効果的な方法で債権を管理することができるよう、標準的なマニュアルを整備するなど区における債権管理体制を早急に充実・強化してください。一方、歳出においては「中央区基本計画２０１３」に掲げる施策を着実に進展させるため、厳しいコスト意識を持つことが肝要です。職員一人ひとりがこの計画の進捗状況に留意しながら、新たな時代の要請や区民ニーズを的確に捉え、区民の信頼と期待に応える区政運営に引き続き全力を傾注するよう要望します。

（別　表）

平成２５年度定例監査実施日程

部　局　名	監査対象課等	監査委員監査	監査事務局監査
企　画　部	企画財政課	平成２５年　７月１０日 (水)	平成２５年　７月　１日 (月)
	広報課	平成２５年　７月１０日 (水)	平成２５年　７月　１日 (月)
	情報システム課	平成２５年　７月１０日 (水)	平成２５年　７月　１日 (月)
総　務　部	秘書室	平成２５年　７月１８日 (木)	平成２５年　７月　４日 (木)
	総務課	平成２５年　７月１８日 (木)	平成２５年　７月　４日 (木)
	職員課	平成２５年　７月１８日 (木)	平成２５年　６月２１日 (金)
	経理課	平成２５年　７月１８日 (木)	平成２５年　７月　４日 (木)
	税務課	平成２５年　７月２２日 (月)	平成２５年　７月１１日 (木)
防災危機管理室	防災課	平成２５年　７月２２日 (月)	平成２５年　７月１１日 (木)
	防災備蓄倉庫		平成２５年１１月２９日 (金)
	危機管理課	平成２５年　７月２２日 (月)	平成２５年　７月１１日 (木)
区　民　部	区民生活課	平成２５年　５月１６日 (木)	平成２５年　５月　９日 (木)
	地域振興課	平成２５年　５月１６日 (木)	平成２５年　５月　９日 (木)
	文化・生涯学習課	平成２５年　５月２３日 (木)	平成２５年　５月１４日 (火)
	スポーツ課	平成２５年　５月２３日 (木)	平成２５年　５月１０日 (金)
	商工観光課	平成２５年　５月２３日 (木)	平成２５年　５月１３日 (月)
	日本橋特別出張所	平成２５年　５月１６日 (木)	平成２５年　５月１３日 (月)
	月島特別出張所	平成２５年　５月１６日 (木)	平成２５年　５月１０日 (金)

部　局　名	監査対象課等	監査委員監査	監査事務局監査
福祉保健部	管理課	平成２５年　５月３０日 (木)	平成２５年　５月１５日 (水)
	子育て支援課	平成２５年　５月３０日 (木)	平成２５年　５月２９日 (水)
	明石町保育園		平成２５年１１月２５日 (月)
	築地保育園		平成２５年１１月２５日 (月)
	日本橋保育園		平成２５年１１月２６日 (火)
	浜町保育園		平成２５年１１月２６日 (火)
	つくだ保育園		平成２５年１１月２７日 (水)
	晴海保育園		平成２５年１１月２７日 (水)
	生活支援課	平成２５年　６月　６日 (木)	平成２５年　５月１５日 (水)
	障害者福祉課	平成２５年　５月３０日 (木)	平成２５年　５月２０日 (月)
	保険年金課	平成２５年　６月　６日 (木)	平成２５年　５月２１日 (火)
	子ども家庭支援センター	平成２５年　６月　６日 (木)	平成２５年　５月２１日 (火)
	浜町児童館		平成２５年１１月２６日 (火)
	佃児童館		平成２５年１１月２２日 (金)
	月島児童館		平成２５年１１月２２日 (金)
	勝どき児童館		平成２５年１１月２２日 (金)
	福祉センター	平成２５年　５月３０日 (木)	平成２５年　５月２０日 (月)
高齢者施策推進室	高齢者福祉課	平成２５年　６月１０日 (月)	平成２５年　５月２２日 (水)
	シニアセンター		平成２５年１１月２７日 (水)
	介護保険課	平成２５年　６月１０日 (月)	平成２５年　５月２２日 (水)
中央区保健所	生活衛生課	平成２５年　６月１０日 (月)	平成２５年　５月３１日 (金)
	健康推進課	平成２５年　６月１３日 (木)	平成２５年　５月３１日 (金)
	日本橋保健センター	平成２５年　６月１３日 (木)	平成２５年　６月　３日 (月)
	月島保健センター	平成２５年　６月１３日 (木)	平成２５年　６月　３日 (月)

部　局　名	監査対象課等	監査委員監査	監査事務局監査
環境土木部	環境政策課	平成２５年　６月１９日（水）	平成２５年　６月　５日（水）
	環境推進課	平成２５年　６月１９日（水）	平成２５年　６月　５日（水）
	水とみどりの課	平成２５年　６月１９日（水）	平成２５年　６月１１日（火）
	工事現場	平成２５年１１月１１日（月）	平成２５年１１月１１日（月）
	道路課	平成２５年　６月２６日（水）	平成２５年　６月１２日（水）
	工事現場	平成２５年１１月１１日（月）	平成２５年１１月１１日（月）
	中央清掃事務所	平成２５年　７月　８日（月）	平成２５年　６月１２日（水）
都市整備部	都市計画課	平成２５年　６月２０日（木）	平成２５年　６月１４日（金）
	地域整備課	平成２５年　６月２０日（木）	平成２５年　６月１４日（金）
	住宅課	平成２５年　６月２０日（木）	平成２５年　６月１７日（月）
	建築課	平成２５年　６月２６日（水）	平成２５年　６月１７日（月）
	営繕課	平成２５年　６月２６日（水）	平成２５年　６月１８日（火）
	工事現場	平成２５年１１月１１日（月）	平成２５年１１月１１日（月）
会　計　室		平成２５年　５月　８日（水）	平成２５年　４月２５日（木）
教育委員会事務局	庶務課	平成２５年　７月　３日（水）	平成２５年　６月２５日（火）
	学務課	平成２５年　７月　３日（水）	平成２５年　６月２５日（火）
	指導室	平成２５年　７月　３日（水）	平成２５年　６月２７日（木）
	図書文化財課	平成２５年　７月　８日（月）	平成２５年　６月２７日（木）
	日本橋図書館		平成２５年１１月２６日（火）
	月島図書館		平成２５年１１月２２日（金）

部　局　名	監査対象課等	監査委員監査	監査事務局監査
教育委員会	泰明小学校	平成２６年　１月３０日 (木)	平成２６年　１月３０日 (木)
	泰明幼稚園	平成２６年　１月３０日 (木)	平成２６年　１月３０日 (木)
	中央小学校		平成２６年　１月２０日 (月)
	中央幼稚園		平成２６年　１月２０日 (月)
	明正小学校	平成２６年　１月２４日 (金)	平成２６年　１月２４日 (金)
	明正幼稚園	平成２６年　１月２４日 (金)	平成２６年　１月２４日 (金)
	常盤小学校		平成２６年　１月２０日 (月)
	有馬小学校	平成２６年　１月２４日 (金)	平成２６年　１月２４日 (金)
	有馬幼稚園	平成２６年　１月２４日 (金)	平成２６年　１月２４日 (金)
	久松小学校		平成２６年　１月２１日 (火)
	久松幼稚園		平成２６年　１月２１日 (火)
	月島第一小学校	平成２６年　１月３０日 (木)	平成２６年　１月３０日 (木)
	月島第一幼稚園	平成２６年　１月３０日 (木)	平成２６年　１月３０日 (木)
	月島第二小学校		平成２６年　１月２１日 (火)
	月島第二幼稚園		平成２６年　１月２１日 (火)
	宇佐美学園		平成２５年１０月１１日 (金)
	銀座中学校	平成２６年　２月　６日 (木)	平成２６年　２月　６日 (木)
	日本橋中学校		平成２６年　２月　６日 (木)
選挙管理委員会事務局		平成２５年　５月　８日 (水)	平成２５年　４月２４日 (水)
監　査　事　務　局		平成２５年　４月２６日 (金)	平成２５年　４月２４日 (水)
区　議　会　議　会　局		平成２５年　７月２２日 (月)	平成２５年　７月　９日 (火)

平成２５年度

財政援助団体等監査結果報告書

25中 監 第 56号
平成26年 2 月28日

様

中央区監査委員　梅　田　源　一
同　　小　森　健　司
同　　押　田　まり子

平成25年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第５項及び第７項の規定に基づき実施した平成25年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第９項の規定により、次のとおり提出します。

第１　監査実施期間

平成25年10月23日から同年11月18日まで

なお、監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表のとおりです。

第２　監査の対象団体及び範囲

補助金の交付を行っている団体（以下「財政援助団体」という。)、出資団体及び指定管理者のうち、次の８団体を対象としました。

なお、財政援助団体については補助対象の事務を、出資団体については事業全般を、指定管理者については施設の管理運営に係る事務を実地に監査を行いました。

１　財政援助団体

中央区文化・国際交流振興協会

２　財政援助団体・出資団体

一般財団法人中央区都市整備公社

３　出資団体

日本橋プラザ株式会社

４　指定管理者

（１）タフカ株式会社（区民館［月島地域])

（２）松屋グループ（中央会館「銀座ブロッサム」）

（３）富士屋ホテル株式会社（区民健康村「ヴィラ本栖」）

（４）社会福祉法人賛育会（特別養護老人ホーム「マイホームはるみ」、
高齢者在宅サービスセンター「マイホームはるみ」)

（５）アズビル株式会社・株式会社ピーウォッシュグループ
（温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」)

第３　監査の方法及び観点

１　方　法

（１）財政援助団体

財政援助団体に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、収支決算書、事業報告書、補助金申請書、実績報告書、定款等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等とを照合し、必要に応じて実査を行ったほか、関係者から説明を聴取するなど、必要と認めた監査手続により実施しました。

（２）出資団体

出資団体に対してあらかじめ提出を求めた損益計画（予算書)、事業計画書、

決算書、事業報告書、定款等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等とを照合し、必要に応じて実査を行ったほか、関係者から説明を聴取するなど、必要と認めた監査手続により実施しました。

（３）指定管理者

指定管理者に対してあらかじめ提出を求めた予算書、事業計画書、決算書、事業報告書、利用実績表、役員名簿、管理する備品一覧、協定書等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等とを照合し、必要に応じて実査を行ったほか、関係者から説明を聴取するなど、必要と認めた監査手続により実施しました。

２　主たる観点

（１）財政援助団体

ア　事業は補助の目的に沿って適正に執行されているか。

イ　補助金に係る会計処理は適正になされているか。

ウ　補助条件は適切に履行されているか。

（２）出資団体

ア　事業は出資等の目的に沿って適正に執行されているか。

イ　出資金等に係る会計処理は適正になされているか。

（３）指定管理者

ア　指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。

イ　料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計処理が適切に行われているか。

ウ　施設管理業務の実施状況は適切か。

エ　施設の利用状況は十分か。

オ　事業計画書に沿って各種事業が適切に実施されているか。

第４　対象団体の概要と監査の結果

１　中央区文化・国際交流振興協会

（１）所管部課

区民部 文化・生涯学習課

（２）団体の概要

ア　所在地　　中央区新富一丁目13番24号

イ　設　立　　平成３年５月27日

ウ　組　織

理事会　　理事長、副理事長、理事16人、監事２人

事務局　　事務局長、事務局次長ほか職員５人

エ　設立目的

（ア）区における文化活動の振興を促進する。

（イ）区の文化特性を踏まえ、国際交流の振興を図る。

（ウ）人間性豊かで、住みやすく、世界に開かれた活力ある地域社会づくりに寄与する。

（３）主な事業

ア　文化の向上及び振興に関する事業の企画並びに文化団体の育成

イ　地域文化の活性化のための文化活動の支援及び助成

ウ　文化事業及び文化施設の管理運営

エ　区から受託する文化振興事業

オ　国際的な文化交流及び市民交流の推進

カ　国際交流に関する調査研究

（４）区との関係

区は、中央区文化・国際交流振興協会に対し、事業の運営に要する費用として、平成24年度は80,477,201円の補助金を交付しています。

（５）監査の結果

区からの補助金は、中央区文化・国際交流振興協会に対する補助金交付要綱に基づき、補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件も適切に履行されているものと認められました。

なお、協会登録ボランティアに対しては、人材確保の観点から交通費など実費の支給を検討してください。

２　一般財団法人中央区都市整備公社

（１）所管部課

都市整備部 都市計画課

（２）団体の概要

ア　所在地　　中央区銀座一丁目25番３号

イ　設　立　　昭和60年６月１日

ウ　基本財産　　50,000,000円（区が全額出資）

エ　組　織

評議員会　　区議会議員７人、知識経験者７人

理事会　　理事長、副理事長、常務理事、理事５人、監事２人

事務局　　事務局長、まちづくり事業部長、
まちづくり参事ほか職員７人

オ　設立目的

区のまちづくりの推進に協力し、地域の活性化及び居住環境の向上に資

する事業を行うことにより、住民福祉の増進及び地域社会の発展に寄与することを目的としています。

（３）主な事業

ア　まちづくりの推進に関する調査研究及び意識啓発

イ　活性化の推進が必要な地域に対する支援

ウ　再開発事業に伴う環境整備等に関する支援

エ　分譲マンション等の維持管理に関する支援

オ　地域の活性化に資する施設の管理運営

（４）区との関係

区は、一般財団法人中央区都市整備公社に対し、出資のほか事業の運営に要する費用として、平成24年度は68,421,022円の補助金を交付しています。

（５）監査の結果

一般財団法人中央区都市整備公社定款等に基づき会計は適正に処理されており、事業も適正かつ円滑に執行されているものと認められました。

区からの補助金は、中央区一般財団法人に対する助成等に関する条例に基づき、補助の目的に沿って適正に執行され、また、補助条件も適切に履行されているものと認められました。

なお、分譲マンション管理組合支援システム「すまいるコミュニティ」については、その普及に向けて創意工夫に努めてください。

３　日本橋プラザ株式会社

（１）所管部課

総務部 経理課

（２）団体の概要

ア　所在地　　中央区日本橋二丁目３番４号

イ　設　立　　昭和60年４月18日

ウ　資本金　　1,000,000,000円（区が550,000,000円出資）

エ　組　織

取締役会長、代表取締役社長、代表取締役専務、取締役６人、
常任監査役ほか社員７人

（３）主な事業

ア　不動産の保有・売買及び賃貸借

イ　不動産の管理・維持・補修・保安及び清掃

ウ　駐車場の管理運営

エ　展示場の管理運営

（４）区との関係

日本橋プラザ株式会社は、旧区立紅葉川中学校跡地（3,493.74㎡）の有効活用を目的として、銀行や損害保険会社、不動産会社など民間の協力のもとに第三セクター方式により設立されました。

区は、日本橋プラザ株式会社に対し、出資のほか同跡地の貸付けを行っており、平成24年度は株式配当金27,500,000円、土地貸付収入700,000,000円が区の収入となっています。

（５）監査の結果

日本橋プラザ株式会社定款等に基づき、会計は適正に処理されており、事業も適正かつ円滑に執行されているものと認められました。

４　タフカ株式会社

（１）所管部課

区民部 地域振興課

（２）施設の概要

ア　施設名　　区民館（月島地域５館）

（ア）佃区民館

所在地　　中央区佃二丁目17番８号
延床面積　　616.49㎡
主な施設　　和室(２室)、洋室(４室)
開　設　　昭和61年４月１日

（イ）月島区民館

所在地　　中央区月島二丁目８番11号
延床面積　　823.25㎡
主な施設　　和室(２室)、洋室(３室)
開　設　　昭和39年９月１日

（ウ）勝どき区民館

所在地　　中央区勝どき一丁目５番１号
延床面積　　622.00㎡
主な施設　　和室(２室)、洋室(４室)
開　設　　昭和44年11月１日

（エ）豊海区民館

所在地　　中央区勝どき六丁目７番８号
延床面積　　557.44㎡
主な施設　　和室(１室)、洋室(３室)
開　設　　昭和63年４月11日

（オ）晴海区民館

所在地　　中央区晴海一丁目８番６号

延床面積　　495.00㎡

主な施設　　洋室(３室)

開　設　　平成13年４月14日

イ　設置目的

公共の利便に資することを目的としています。

（３）指定管理者の概要

ア　管理者名　　タフカ株式会社

イ　会社概要

所在地　　中央区銀座二丁目８番９号

資本金　　30,000,000円

設　立　　昭和53年６月７日

（４）指定期間

平成24年４月１日から平成27年３月31日まで

（５）区との関係

区は、タフカ株式会社に対し、中央区立区民館（月島地域）の管理に関する基本協定書（平成24年４月１日付け締結）等に基づき、平成24年度は74,637,287円の管理業務経費を支出しています。

なお、区民館使用料は23,188,820円であり、区の収入となっています。

（６）監査の結果

区からの管理業務経費は基本協定書等に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められました。

５　松屋グループ

（１）所管部課

区民部 地域振興課

（２）施設の概要

ア　施設名　　中央会館「銀座ブロッサム」

所在地　　中央区銀座二丁目15番６号

延床面積　　10,265.10㎡

主な施設　　ホール、集会室(７室)、結婚式場 など

開　設　　昭和49年１月23日

イ　設置目的

区民の文化の向上に寄与し、その福祉の増進を図ることを目的としています。

（３）指定管理者の概要

ア　管理者名　　松屋グループ

イ　会社概要

（ア）株式会社アターブル松屋

所在地　　中央区明石町２番１号

資本金　　60,000,000円

設　立　　昭和31年９月１日

（イ）株式会社シービーケー

所在地　　中央区八丁堀一丁目13番10号

資本金　　90,000,000円

設　立　　昭和36年７月15日

（４）指定期間

平成23年４月１日から平成28年３月31日まで

（５）区との関係

区は、松屋グループに対し、中央区立中央会館の管理に関する基本協定書(平成23年４月１日付け締結）等に基づき、平成24年度は144,654,690円の管理業務経費を支出しています。

なお、本施設は利用料金制を採っており、利用料金等99,376,460円は松屋グループの収入となっています。

（６）監査の結果

区からの管理業務経費は基本協定書等に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められました。

なお、本部経費については、決算額が予算額と大きく乖離しており、予算計上に当たり算定方法を検討してください。

６　富士屋ホテル株式会社

（１）所管部課

区民部 地域振興課

（２）施設の概要

ア　施設名　　区民健康村「ヴィラ本栖」

所在地　　山梨県南都留郡富士河口湖町本栖字上の原218番地119

延床面積　　5,252.54㎡

主な施設　　客室(27室)、大浴場、レストラン、コテージ２棟 など

開　設　　平成４年８月５日

イ　設置目的

区民の余暇活動及び健康増進に寄与し、その福祉の向上を図ることを目

的としています。

（３）指定管理者の概要

ア　管理者名　　富士屋ホテル株式会社

イ　会社概要

所在地　　神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下359番地

資本金　　96,000,000円

設　立　　明治11年７月15日

（４）指定期間

平成24年４月１日から平成29年３月31日まで

（５）区との関係

区は、富士屋ホテル株式会社に対し、中央区立区民健康村の管理に関する基本協定書（平成24年４月１日付け締結）等に基づき、平成24年度は145,331,390円の管理業務経費を支出しています。

なお、本施設は利用料金制を採っており、利用料金等120,151,900円は富士屋ホテル株式会社の収入となっています。

（６）監査の結果

区からの管理業務経費は基本協定書等に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められました。

７　社会福祉法人賛育会

（１）所管部課

福祉保健部 高齢者福祉課

（２）施設の概要

ア　施設名　　特別養護老人ホーム「マイホームはるみ」
高齢者在宅サービスセンター「マイホームはるみ」

（ア）特別養護老人ホーム「マイホームはるみ」

所在地　　中央区晴海一丁目５番１号

延床面積　　5,490.5㎡

主な施設　　居室(28室)、談話コーナー(２室)、浴室、食堂、クラブ室、医務室 など

定　員　　介護老人福祉施設80人、短期入所生活介護８人

開　設　　平成３年７月１日

（イ）高齢者在宅サービスセンター「マイホームはるみ」

所在地　　中央区晴海一丁目５番１号

延床面積　　1,850.5㎡

主な施設　　デイルーム(２室)、談話コーナー、浴室、食堂、
機能訓練室、理美容室、歯科医務室 など
一日定員　　一般型40人、認知症型12人
開　設　　平成３年８月１日

イ　設置目的

（ア）特別養護老人ホーム「マイホームはるみ」

身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な高齢者及び日常生活を営むのに支障がある高齢者を養護する者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった高齢者を入所させ、養護を行い、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。

（イ）高齢者在宅サービスセンター「マイホームはるみ」

身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある高齢者及びその者を現に養護する者に対し、在宅生活を維持する上で必要なサービスを提供し、もって高齢者及び養護者の福祉の増進を図ることを目的としています。

（３）指定管理者の概要

ア　管理者名　　社会福祉法人賛育会

イ　法人概要

所在地　　墨田区太平三丁目17番８号
設　立　　大正７年３月16日

（４）指定期間

平成23年４月１日から平成33年３月31日まで

（５）区との関係

区は、社会福祉法人賛育会に対し、中央区立特別養護老人ホームマイホームはるみ等の管理に関する基本協定書（平成23年４月１日付け締結）等に基づき、平成24年度は57,527,263円の管理業務経費を支出しています。

なお、本施設は利用料金制を採っており、介護報酬等542,290,286円（特別養護老人ホーム389,085,237円、高齢者在宅サービスセンター153,205,049円）は社会福祉法人賛育会の収入となっています。

（６）監査の結果

区からの管理業務経費は基本協定書等に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められました。

８　アズビル株式会社・株式会社ピーウォッシュグループ

（１）所管部課

環境土木部 環境政策課

（２）施設の概要

ア　施設名　　温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」

所在地　　中央区晴海五丁目２番３号

延床面積　　2,554.40㎡

主な施設　　温浴施設、集会施設(４室)

開　設　　平成13年８月２日

イ　設置目的

区民の健康の増進を図るとともに、公共の利便に資することを目的としています。

（３）指定管理者の概要

ア　管理者名　　アズビル株式会社･株式会社ピーウォッシュグループ

イ　会社概要

（ア）アズビル株式会社

所在地　　千代田区丸の内二丁目７番３号

資本金　　10,522,716,817円

設　立　　昭和24年８月22日

（イ）株式会社ピーウォッシュ

所在地　　豊島区長崎五丁目１番23号

資本金　　100,000,000円

設　立　　平成元年10月31日

（４）指定期間

平成24年４月１日から平成29年３月31日まで

（５）区との関係

区は、アズビル株式会社・株式会社ピーウォッシュグループに対し、中央区立温浴プラザの管理に関する基本協定書(平成24年４月１日付け締結)等に基づき、平成24年度は130,735,046円の管理業務経費を支出しています。

なお、温浴プラザ使用料は12,975,830円であり、区の収入となっています。

（６）監査の結果

区からの管理業務経費は基本協定書等に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められました。

第５　監査のまとめ

本年度の財政援助団体等監査は、第３の２の「主たる観点」を基本としつつ、対象とした団体に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかどうかといった視点からも実施しました。

その結果、財政援助団体、出資団体及び指定管理者の事業については、補助金交付や出資、指定管理者制度導入の目的に沿っておおむね適切かつ効果的に執行されているものと認められました。

今後とも、財政援助団体においては、自主財源の拡充に心掛け、その財政基盤の確立に努めるとともに、より効率的・効果的な事業運営に当たってください。区においても、補助金の内容について不断の検討・精査を行い、常に区民ニーズに的確に応えた適切な補助事業となるよう留意してください。

また、指定管理者においては、制度の趣旨に沿って、民間のノウハウを最大限に発揮し、施設の認知度や魅力を高め、利用率の向上を図るとともに、区民満足度のより高いサービスの提供に向けて創意工夫に努めるよう要望します。

最後に、昨年９月に発生した特別養護老人ホーム「マイホームはるみ」入所者の死亡事例についてですが、この施設の指定管理者である社会福祉法人は平成３年７月の開設以来、その管理運営を担い、これまで区が実施した指定管理者評価では高い評価を得てきた経緯があります。今後、区においては、指定管理者の安全対策や危機管理体制などの評価に当たり、その実効性が高まるよう評価制度の改善・充実に努めてください。

（別　表）

平成２５年度財政援助団体等監査実施日程

団　体　名　等	監査委員監査	監査事務局監査
中央区文化・ 国際交流振興協会	平成２５年１１月　６日（水）	平成２５年１１月　６日（水）
一般財団法人 中央区都市整備公社	平成２５年１１月　１日（金）	平成２５年１１月　１日（金）
日本橋プラザ株式会社	平成２５年１１月　１日（金）	平成２５年１１月　１日（金）
タフカ株式会社 (区民館［月島地域])		平成２５年１０月２３日（水）
松屋グループ (中央会館)	平成２５年１１月１８日（月）	平成２５年１１月１８日（月）
富士屋ホテル株式会社 (区民健康村)	平成２５年１１月１４日（木）	平成２５年１１月１４日（木）
社会福祉法人賛育会 (特別養護老人ホーム 「マイホームはるみ」、 高齢者在宅サービスセンター 「マイホームはるみ」)	平成２５年１１月１８日（月）	平成２５年１１月１８日（月）
アズビル株式会社・株式会社 ピーウォッシュグループ (温浴プラザ)		平成２５年１０月２３日（水）

刊行物登録番号
２５ － ０８０

平成２５年度
定　例　監　査　結　果　報　告　書
財政援助団体等監査結果報告書

平成２６年２月発行
編集・発行　中央区監査事務局
中央区築地一丁目１番１号
電話　０３（３５４３）０２１１（代表）